

2015年イギリス保険法の概要と条文

中村信男

【概要】

1 2015年保険法の制定の背景と経緯

2015年2月12日に女王の裁可（Royal Assent）を得て成立したイギリス2015年保険法（the Insurance Act 2015）（以下、「2015年保険法」という。）は、2016年8月12日より施行され、今日に至っている。

もともと、イギリスの保険法は、18世紀・19世紀に形成されたコモンロー・ルールとその一部を制定法に明文化した1906年海上保険法（the Marine Insurance Act 1906）に定める規律を基本としてきた⁽¹⁾。1906年海上保険法の射程は海上保険に限られているものの、同法の規律として現れる法原則は、同法の定めがコモンロー・ルールを具体化したものであることを理由に、海上保険以外の保険契約にも適用されてきた経緯がある⁽²⁾。

しかし、第1に、イギリスの伝統的な保険法理が、被保険者（the insured）による過大な保険金請求から未成熟な保険業界を保護することを企図して形成されたため、必要以上に保険金請求を拒絶することを可能にする複数の仕組みを保険者に提供してきた。第2に、同法が明確で端的な文言で制定されていることが、裁判所による法理の発展の余地を制約してきたことも、問題点として指摘されている⁽³⁾。しかも、第3に、イギリスの保険法理は、今日、現代の保険市場における最善慣行との整合性を大きく欠くものとなっているだけな

(1) 中村信男「イギリス2012年消費者保険（告知・表示）法の概要」比較法学 47巻2号（2013年）104頁，Explanatory Notes to the Insurance Act 2015, para.6.

(2) Explanatory Notes, *ibid.*, para.6.

(3) Explanatory Notes, *ibid.*, para.6.

く、その他の商取引法および消費者法の進展および海外の保険法の進展に追い付いていないことが問題とされてきた⁽⁴⁾。

そのため、イギリスでは、1957年に法律改正委員会 (the Law Reform Committee) が公表した「法律改正委員会第5次報告書」を嚆矢として、保険契約に関するコモンロー・ルールの検証と見直し作業が進められてきた⁽⁵⁾。その一環として、既に、2010年に、責任保険の保険契約者・被保険者である加害者が支払不能等になった場合における被害者の保険者に対する直接請求手続きを簡素化し現代化するため、1930年第三者 (の保険者に対する権利) 法および1930年北アイルランド第三者 (の保険者に対する権利) 令に代わる2010年第三者 (の保険者に対する権利) 法 (以下、「2010年法」という。) が制定された⁽⁶⁾。2012年にも、保険契約における消費者保護の強化を目的として、2012年消費者保険 (告知・表示) 法⁽⁷⁾ (以下、「2012年法」という。) が制定された。しかし、2010年法は、当初、加害者の支払不能・死亡を包括的にカバーできていなかったため、問題を孕み、直ぐに施行されなかった⁽⁸⁾。

一方、2012年法は、消費者保険契約という法概念を新設して、従来どちらかといえば保険者有利とされてきたイギリス保険法理を、消費者保険契約に関して消費者保護の観点から修正し、一定の成果を収めてきた。しかし、消費者保険契約以外の保険契約については、依然、従来の問題が残されていたため、保険契約者・被保険者が事業者である場合の告知義務等の内容およびその違反の効果について引き続き検討が進められた。同時に、詐欺的な保険金請求に対する保険者の救済措置等について、検討が加えられることになった。

2015年保険法は、こうした制度的背景をもとに制定されたものであることから、主に、以下の3点に係る制定法上の規律の枠組みを、現代のイギリスの保険市場における最善慣行に則する形でアップデートするものである⁽⁹⁾。

① 企業保険その他の非消費者保険契約における告知および不実表示に係る規律

(4) Explanatory Notes, *ibid.*, para.7.

(5) この間の経緯については、中村・前掲 (注1) 109頁～111頁参照。

(6) Explanatory Notes, *supra* note 1, at para.12.

(7) 2012年法の概要および条文訳については、中村・前掲 (注1) 115頁以下を参照。

(8) Explanatory Notes, *supra* note 1, at para.13.

(9) Explanatory Notes, *ibid.*, para.9.

- ②保険契約における真実保証（warranties）その他の条項に係る規律
- ③詐欺的な保険金請求に対する保険者の救済

2 2015年保険法の概要

2015年保険法は、第1章から第7章で23箇条から成る本編部分と、附則第1および附則第2という2つの附則とで構成される。

このうち、本編部分では、第1に、第1章・第1条において、保険契約その他の主要用語の定義を規定する。2015年保険法では、2012年法が導入した消費者保険契約の反対概念となる非消費者保険契約（non-consumer insurance contract）という概念を創設することが注目される。同条では、この他に、保険者および公正告知義務の定義も定める。

第2に、第2章は、2012年法制定後の懸案とされていた企業保険等の非消費者保険契約における保険契約者・被保険者の告知義務等に係る既存の規律を現代化し、その見直しを図ることを主眼とする。具体的には、第3条以下において、告知義務を負う保険契約者・被保険者に危険測定に関する重要事実のうち入手可能な情報の探知義務を課すとともに、保険契約者・被保険者および保険者の主観的要件について法文上明確化を図る一方、一定の場合には保険者が質問を通じて積極的な役割を發揮することも求めている。さらに、2015年保険法は、消費者保険契約については2012年法が導入済みであるプロラタ主義を、非消費者保険契約についても、保険契約者・被保険者の悪意または重大な過失によらない不実告知の場合の処理方法として導入し、従来の全部免責主義を廃棄している⁽¹⁰⁾。

第3に、第3章は、やはり保険者に有利に作用するとされてきた真実保証（warranties）や契約の基礎条項についても既存の法理を見直し、保険者の免責範囲を合理的に限定等する措置を講じている（第9条～第11条）。これに伴い、1906年海上保険法の一部規定の改正も行われている。

第4に、第4章では、懸案の一つとされてきた詐欺的な保険金請求に対する保険者の保護を実現する観点から、判例法理として確立している救済策を主眼に制定法上の規律の整備を図っている（第12条）。また、グループ保険における保険契約者・被保険者の一人による詐欺的な保険金請求の場合について、保険者の救済措置を規定すると同時に、他の保険契約者・被保険者の請求権への

(10) Explanatory Notes, *ibid*, para.14.

波及を制限し、バランスを図っている（第13条）⁽¹¹⁾。

第5に、第5章では、イギリス保険法の基本原理の一つとされてきた最高信義契約原則（utmost good faith）を廃棄するほか（第14条）、消費者保険契約、非消費者保険契約およびグループ保険契約を対象に、契約による制定法適用排除（contracting out）に係る規律を見直し、消費者保険契約については片面的強行規定を徹底する一方、非消費者保険契約については、契約自由を認めつつ、その前提条件として保険者による透明性要件の遵守を求めている（第15条・第16条）。

第6に、2015年保険法は、第6章で、前述した2010年法の課題を解決するため、被害者が加害者加入の責任保険の保険者に対する直接請求を行うことを可能にする加害者の支払不能等の事由を拡大する等して、2010年法の改正を併せ実現している⁽¹²⁾（第6章・第19条・第20条）。

このほか、第7に、第7章では、関連する法令の整備規定（第21条）を設けるとともに、第2章ないし第5章の規定の適用範囲（第22条）や施行時期等（第23条）を規定する。また、附則第1は、非消費者保険契約およびその変更契約に係る保険契約者・被保険者による告知義務違反の場合の保険者の救済措置について、プロラタ主義を含めて規定し、附則第2では、2010年法の改正に伴う措置を定めている。

以上が、2015年保険法の概要である。同法は、100年超に亘りコモンローをベースに形成されてきたイギリス保険契約法の改正を実現した上で、時として保険者寄りとされてきた既存ルールのインバランスを是正する点で、画期的な立法といえるであろう。

【条文訳】⁽¹³⁾

2015年保険法（Insurance Act 2015）

本法は、保険契約に係る新たな規定を設けること、本法の適用を受ける被保険者（insured persons）に対する関係で2010年第三者（の保険者に対する権利）に関する法律（the Third Parties（Rights against Insurers）Act 2010）を改正

(11) Explanatory Notes, *ibid.*, paras. 16, 17.

(12) Explanatory Notes, *ibid.*, paras. 23-29.

(13) 2015年保険法およびその補足説明（Explanatory Notes）と関連資料等の先行翻訳として、甘利公人監訳『英国保険法～2015年保険法・2016年企業法（支払遅延）～』（生命保険協会・2020年）がある。

すること、および、関連する目的のためのものである（2015年2月12日）。

女王は、聖職貴族（Lords Spiritual）および世俗貴族（Lords Temporal）から成る貴族院および下院の助言および同意のもと、今般召集された議会において、当該議会の権限により、本法を以下の通り定める。

第1章 保険契約：基本用語の定義

(INSURANCE CONTRACT : Main Definitions)

第1条（保険契約：基本用語の定義）

本法（第6章を除く。）において、次に掲げる用語の意義は、本条に定めるところによる。

消費者保険契約（consumer insurance contract） 2012年消費者保険（告知および表示）法に定めるところと同一の意義を有する。

非消費者保険契約（non-consumer insurance contract） 消費者保険契約でない保険契約をいう。

保険契約者・被保険者（insured） 保険契約の当事者であって、当該保険契約において保険契約者・被保険者である者または当該保険契約が締結されたならば保険契約者・被保険者となる者をいう。

保険者（insurer） 保険契約の当事者であって、当該保険契約において保険者である者または当該保険契約が締結されたならば保険者となる者をいう。

公正告知義務（duty of fair presentation） 本法第3条第1項により課される義務をいう。

第2章 公正告知義務（THE DUTY OF FAIR PRESENTATION）

第2条（本章の適用対象および解釈（Application and interpretation））

第1項 本章は、非消費者保険契約に限りこれを適用する。

第2項 本章は、非消費者保険契約の変更（variations）に、以下の定めるところに従い、これを準用する。

(a)号 危険（risk）は、当該変更に応じて変化する危険をいう。

(b)号 保険契約とは、変更後の契約をいう。

第3条（公正告知義務（The duty of fair presentation））

第1項 保険契約を締結する前に、保険契約者・被保険者は、保険者に対し危険に関する公正な告知を行わなければならない。

第 2 項 前項によって課される義務は、本法において、これを「公正告知義務 (the duty of fair presentation)」という。

第 3 項 公正告知義務とは、以下の各号に定める内容の義務である。

- (a)号 本条第 4 項によって要求される開示を行うこと
- (b)号 合理的に明瞭であり、慎重な保険者にとって理解可能な方法で当該開示を行うこと
- (c)号 事実に関する事項についてのすべての重要な表示 (representation) が実質的に正しく、期待または確信 (belief) に関する事項についてのすべての重要な表示が誠実に行われること

第 4 項 要求される開示は、本条第 5 項に定める場合を除き、以下の通りとする。

- (a)号 保険契約者・被保険者が知りまたは知っているべきすべての重要な事情を開示すること
- (b)号 前号の開示を行えないときは、慎重な保険者をして、重要な事情を明らかにするために追加の質問を行う必要があることを知らせるに十分な情報を保険者に提供する開示を行うこと

第 5 項 保険者の質問がない場合において、次の各号のいずれかに定めるところに該当するときは、前項は、保険契約者・被保険者に対し、事情の開示を求めないものとする。

- (a)号 当該事情が危険を減少させるとき
- (b)号 保険者が当時事情を知っているとき
- (c)号 保険者が当該事情を知っているべきとき
- (d)号 保険者が当該事情を知っていると推定されるとき、または、
- (e)号 当該事情が、保険者が受領する権利を放棄した情報に関するものであるとき

第 6 項 保険契約者・被保険者および保険者の認識 (knowledge) については、第 4 条ないし第 6 条においてこれを別に規定し、第 7 条に補充規定を置く。

第 4 条 保険契約者・被保険者の認識 (Knowledge of insured)

第 1 項 本条は、第 3 条第 4 項(a)号の目的に関して、保険契約者・被保険者が知りまたは知っているべきことについて定める。

第 2 項 自然人である保険契約者・被保険者が知っていることは、次の各号に定める事項に限る。

- (a)号 当該自然人に知れている事項、および、
- (b)号 当該保険契約者・被保険者に係る保険について義務を負う1人または2人以上の自然人に知れている事項

第3項 自然人でない保険契約者・被保険者は、次の各号に定める1人または2人以上の自然人に知れている事項だけを知っているものとする。

- (a)号 当該保険契約者・被保険者の上級経営者に属する自然人、または、
- (b)号 当該保険契約者・被保険者に係る保険について義務を負う自然人

第4項 保険契約者・被保険者は、次の各号に定める要件をいずれも満たすときは、本条第2項(b)号または第3項(b)号によって、秘密情報(confidential information)を知っているものとしな

- (a)号 当該自然人が、当該保険契約者・被保険者の代理人またはその使用人(employee)であること、および、
- (b)号 当該情報が、当該保険契約者・被保険者の代理人(または当該代理人の使用人)が保険契約と関係を有しない者との取引関係を通じて得たものであること

第5項 第4項の目的に関して、保険契約と関係を有する者とは、次の各号に定める者をいう。

- (a)号 保険契約者・被保険者その他当該保険契約による補償(cover)を受ける者、および、
- (b)号 当該保険契約が他の保険契約の補償の対象となる危険に係る再保険である場合は、(本項によって)当該他の保険契約と関係を有するとされる者

第6項 自然人であると否とを問わず、保険契約者・被保険者は、合理的に見て当該保険契約者・被保険者において入手することができる情報の合理的な収集(当該情報の収集が質問によって行われたかその他の方法によって行われたかを問わない。)によって判明すべきであったことについては、これを知っているべきものとする。

第7項 第6項において、「情報」は、保険契約者・被保険者の組織内において保有されている情報またはその他当該保険契約者・被保険者の代理人または当該保険契約による補償を受ける者等によって保有されている情報を含む。

第8項 本条の目的に関しては、次の各号に定めるところによる。

- (a)号 「従業員」は、保険契約者・被保険者の代理人に関して、行為資格

の如何を問わず、当該代理人のために業務に従事するすべての自然人を含む。

(b)号 自然人が保険契約者・被保険者に係る保険について義務を負うのは、当該自然人が、当該保険契約者・被保険者に係る保険の勧誘（procuring）の過程において、当該保険契約者・被保険者のために関与する場合であり、当該自然人が当該保険契約者・被保険者の従業員または代理人として行為するか、当該保険契約者・被保険者の代理人の従業員として行為するか、その他の資格において行為するかを問わない。

(c)号 「上級経営者」とは、保険契約者・被保険者の行為を管理または計画のし方に関する決定において重要な役割を果たす自然人をいう。

第5条 保険者の認識（Knowledge of insurer）

第1項 第3条第5項(b)号の目的に関して、保険者がある事項を知っているとされるのは、当該事項が、同号にいう危険の引受けの可否および当該危険を引き受けるときの引受条件の内容の決定において当該保険者のために（当該保険者の従業員もしくは代理人として、当該保険者の代理人の従業員としてその他の資格において）関与する1人または2人以上の自然人において認識されている場合に限る。

第2項 第3条第5項(c)号の目的に関して、保険者がある事項を知っているべきとされるのは、次の各号のいずれかに定める場合に限る。

(a)号 当該保険者の従業員または代理人が当該事項を知っているため、合理的に見て、第1項にいう自然人に対し当該情報を提供しているべきであった場合、または、

(b)号 当該情報が当該保険者によって保有され、第1項に定める自然人において容易に利用することができる場合

第3項 第3条第5項(d)号の目的に関して、保険者は、次の各号に定める事項を知っているものと推定する。

(a)号 共通の認識（common knowledge）である事項、および、

(b)号 当該保険種別（insurance of the class in question）を当該事業領域において保険契約者・被保険者に提供する保険者が通常の事業過程において知っている合理的に期待される事項

第6条 認識：通則（Knowledge：general）

第1項 第3条乃至第5条の目的に関して、自然人の認識は、現実の認識だけでなく、当該自然人が推測していた事項であって、当該事項の確認また

は当該事項に関する質問を行うことを故意に差し控えなければ当該自然人が認識したであろうことを含む。

第2項 本章のいかなる規定も、自然人(F)が保険契約者・被保険者または保険者に対して行った詐欺に係る認識が、次の各号のいずれかに定める場合に、(それぞれ)保険契約者・被保険者または保険者に帰せしめることを否定する一切のコモンロールール(rule of law)の適用に影響を及ぼさない。

(a)号 当該詐欺が保険契約者・被保険者に対するものであるときは、自然人Fが第4条第2項(b)号または第3項に定める自然人のいずれかである場合、または、

(b)号 当該詐欺が保険者に対するものであるときは、自然人Fが第5条第1項に定める自然人のいずれかである場合

第7条 補則 (Supplementary)

第1項 公正な告知は、1通の書面または1回の口頭告知だけに含まれる必要はない。

第2項 「事情」という文言は、保険契約者・被保険者に対して行われる一切の情報提供または保険契約者・被保険者によって受領された一切の情報を含む。

第3項 事情または表示が重要なものとされるのは、危険の引受けの可否およびリスクを引き受ける場合の条件の内容を決定する際の慎重な保険者の判断に影響を及ぼすおそれがあるときである。

第4項 重要な事情となる事項の具体例は、次の各号に定めるとおりとする。

(a)号 当該危険に関連する特別な事実または通例的でない事実 (special or unusual facts)

(b)号 何であれ保険契約者・被保険者をして当該危険についての保険による補償を求めさせた特定の懸念

(c)号 当該保険種別および当該事業領域に関係する者が、一般的に、当該種別の危険に係る公正な告知において言及すべき事項であると理解するであろう一切の事項

第5項 重要な表示は、慎重な保険者が、表示された内容と正確な事実との違いが重要であると考えないときは、これを実質的に正しいものとする。

第6項 表示は、保険契約が締結される前であれば、これを撤回または訂正

することができる。

第 8 条 違反に対する救済 (Remedies for breach)

第 1 項 保険者が公正告知義務の違反を理由に保険契約者・被保険者を相手として救済を受けることができるのは、当該保険者が、次の各号のいずれかに定める場合に該当することを証明するときに限る。

(a)号 当該違反がなければ、当該保険者が、当該保険契約を一切締結しなかったであろう場合、または、

(b)号 当該違反がなければ、当該保険者が、異なった条件でのみ当該保険契約を締結したであろう場合

第 2 項 前項の救済は、附則第 1 においてこれを定める。

第 3 項 保険者が保険契約者・被保険者を相手として救済を受けることができることとなる違反は、本法において、保険者救済が認められる違反 (qualifying breach) という。

第 4 項 保険者救済が認められる違反は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

(a)号 悪意または重大な過失による場合、または、

(b)号 悪意または重大な過失によらない場合

第 5 項 保険者救済が認められる違反が悪意または重大な過失による場合とは、次の各号のいずれかに定める場合である。

(a)号 保険契約者・被保険者が公正告知義務に違反していることを知っていた場合、または、

(b)号 保険契約者・被保険者が公正告知義務の違反となるかどうかについて注意を払わなかった場合

第 6 項 保険者救済が認められる違反が悪意または重大な過失によるものであったことの立証責任は、保険者にある。

第 3 章 真実保証およびその他の条件 (WARRANTIES AND OTHER TERMS)

第 9 条 真実保証および表示 (Warranties and representations)

第 1 項 本条は、次の各号のいずれかに定めるものに関して保険契約者・被保険者によって行われる表示にこれを適用する。

(a)号 非消費者保険契約の申込み、または、

(b)号 非消費者保険契約の変更の申込み

第2項 前項の表示は、非消費者保険契約の条項（またはその変更契約の条件）またはその他の契約の条項によって、（当該表示が当該契約の基礎（the basis of contract）を構成すると宣言するものであるか否かにかかわらず）これを真実保証に転換することができない。

第10条 真実保証の違反（Breach of warranty）

第1項 保険契約における（明示または黙示の）真実保証の違反が、当該契約に基づく保険者の責任の免除をもたらす旨のコモンロー・ルールは、これを廃止する。

第2項 保険者は、当該契約における（明示または黙示の）真実保証の違反があった場合は、当該違反が治癒されない限り、発生した一切の損害に関する保険契約上の責任または発生事実を原因とする保険契約上の責任を負わない。

第3項 第2項は、次の各号のいずれかに定める場合には、これを適用しない。

(a)号 事情の変更のため、真実保証が、当該契約に係る事情に適用されなくなる場合、

(b)号 真実保証の遵守が、何であれ事後法（subsequent law）によって違法となる場合、または、

(c)号 保険者が、真実保証の違反の抗弁権を放棄する場合

第4項 第2項は、次の各号に定める損害（losses）に係る保険者の責任または次の各号に定める事象を原因とする保険者の責任に影響を与えない。

(a)号 真実保証の違反の前に発生した損害または事象、または、

(b)号 真実保証の違反が治癒し得るものである場合は、当該治癒が行われた後に発生した損害または事象

第5項 本条の目的に関して、真実保証の違反が治癒されるのは、次の各号に定める場合である。

(a)号 第6項が適用される場合にあっては、当該真実保証が関係する危険が、当事者双方によって当初意図されていた危険と本質的に同様のものとなる場合、

(b)号 第6項が適用されない場合にあっては、保険契約者・被保険者が真実保証に違反しなくなる場合

第6項 本項が適用されるのは、次の各号に定めるいずれの要件をも満たす場合である。

(a)号 当該真実保証が、確認できる時まで、ある事が行われること（または行われないこと）、ある条件が充足されること、または、ある事が事実となること（または事実とならないこと）を要求するものであること、および、

(b)号 当該要求が遵守されないこと

第7項 1906年海上保険法は、次の各号に定めるところに従いこれを修正する。

(a)号 同法第33条（真実保証の性質）第3項において、第2文を削る。

(b)号 同法第34条（真実保証違反の場合）を削る。

第11条（実損に関連しない条件）(Terms not relevant to the actual loss)

第1項 本条は、遵守すれば次の各号に定める損害の一つまたは複数の損害の発生の危険を低下させることとなるときは、全体としての危険を定義する条項を除く保険契約の（明示または黙示の）条項にこれを適用する。

(a)号 特定種類の損害

(b)号 特定の場所における損害

(c)号 特定の時における損害

第2項 損害が発生する場合に、契約条件が遵守されていないときは、保険者は、保険契約者・被保険者が第3項に定める要件を満たす限り、当該契約に基づく損害填補責任を排除し（exclude）、限定しまたは免れる（discharge）ために、契約条項の不遵守を主張することができない。

第3項 保険契約者・被保険者が第3項に定める要件を満たすのは、当該保険契約者・被保険者において、契約条件の不遵守が、現実が発生した損害の危険を、当該損害が発生した事情のもとで増大させなかったはずであることを証明する場合である。

第4項 本条は、第10条と重複してこれを適用することができる。

第4章 詐欺的請求（FRAUDULENT CLAIMS）

第12条 詐欺的請求に対する救済（Remedies for fraudulent claims）

第1項 保険契約者・被保険者が保険契約に基づいて詐欺的請求を行った場合は、次の各号に定めるところによる。

(a)号 保険者は、当該請求に対し保険金を支払う責任を負わない。

(b)号 保険者は、当該請求に関連して当該保険契約者・被保険者に対し支払った金額の金銭の返還を請求することができる。

(c)号 保険者は、前各号のほか、当該保険契約者・被保険者に対する通知を以て、当該保険契約が当該詐欺的請求の時に遡って失効したものととして扱うことができる。

第2項 保険者が、当該保険契約が失効したものととして扱う場合は、次の各号に定めるところによる。

(a)号 当該保険者は、当該詐欺的請求の時以後に発生する責任事由（relevant event）に関する当該保険契約上の当該保険契約者・被保険者に対するすべての責任の履行を拒絶することができる。

(b)号 当該保険者は、当該保険契約に基づき支払われた保険料を返還することを要しない。

第3項 本条に基づき保険契約が失効したものととして扱うことは、詐欺的請求の時以前に発生した責任事由に係る当該保険契約の当事者の権利義務に影響しない。

第4項 第2項(a)号および第3項において、「責任事由」とは、何であれ保険契約に基づく保険者の責任を生じさせる事由をいう（責任事由は、保険契約の定め方に従い、損害の発生、請求権の行使、請求権行使の予告等を含む。）。

第13条 詐欺的請求に対する救済：グループ保険（Remedies for fraudulent claims：group insurance）

第1項 本条は、次の各号に定める要件をいずれも満たすときに、これを適用する。

(a)号 保険契約が、ある者（A）によって保険者との間で締結されること、

(b)号 当該保険契約が、Aまたはその他の当事者のために何らかの種類の補償を提供するものでもあるかどうかにかかわらず、当該保険契約の当事者以外の1人または2人以上の者（Cら）のために、補償を与えるものであること、および、

(c)号 詐欺的請求が、Cらの1人によってまたはCらの1人のために行われるもの（詐欺的請求に係るCらの1人）であること

第2項 第12条は、詐欺的請求に係るCらの1人のために与えられる補償が、当該詐欺的請求に係るCらの1人が保険契約者・被保険者として保険者との間で締結した個別の保険契約に基づいて与えられるものとみなして、当該請求に対しこれを適用する。その結果、次の各号に定めるところ

による。

(a)号 第12条に基づく保険者の権利は、詐欺的請求に係るCらの1人に対してのみ、これを行使することができるものとする。

(b)号 前号に定める保険者の権利の行使は、詐欺的請求に係るCらの1人以外の者に対し当該保険契約に基づき与えられる補償には影響を与えない。

第3項 第2項によって第12条が適用される場合、第12条は、次の各号に定める修正に従うものとする。

(a)号 同条第1項(b)号において第1番目の「保険契約者・被保険者」とは、当該保険者によって支払われた金銭に関しては、Aおよび詐欺的請求に係るCらの1人のいずれであれ当該保険者が金銭を支払った者をいう。ただし、Aに支払われた金銭がAによって詐欺的請求に係るCらの1人に交付されたときは、「保険契約者・被保険者」とは、当該詐欺的請求に係るCらの1人をいう。

(b)号 同条第1項(b)号において第2番目の「保険契約者・被保険者」は、Aまたは詐欺的請求に係るCらの1人のいずれかをいう。

(c)号 同条第1項(c)号において「保険契約者・被保険者」とは、詐欺的請求に係るCらの1人およびAの双方をいう。

(d)号 同条第2項(b)号において当該保険契約に基づき支払われた保険料とは、詐欺的請求に係るCらの1人のための補償に関して支払われた保険料をいう。

第5章 信義および契約による制定法適用排除

(GOOD FAITH AND CONTRACTING OUT)

信義 (Good faith)

第14条 信義 (Good faith)

第1項 最高信義 (utmost good faith) が契約当事者によって遵守されなかったことを理由として保険契約の当事者の一方が当該保険契約を無効とすることを認めるコモンロールールは、これを廃止する。

第2項 保険契約は最高信義に基づく契約である旨のコモンロールールは、本法の規定および2012年消費者保険 (告知・表示) 法の規定の定めるところに従い、これを変更する。

第3項 前2項により、次の各号に定める通りとする。

(a)号 1906年海上保険法第17条（最高信義契約としての海上保険契約）において、「および」から最後までを削る。

(b)号 同条の適用は（変更されたところに従い）、本法および2012年消費者保険（告知・表示）法の規定に従う。

第4項 2012年消費者保険（告知・表示）法第2条（契約または変更前の告知および表示）において、第5項を削る。

契約による制定法適用排除（Contracting out）

第15条 契約による制定法適用排除：消費者保険契約（Contracting out：consumer insurance contracts）

第1項 消費者保険契約その他の保険契約の条項であって、本法第3章または第4章に定める事項に関して、消費者が第3章または第4章の規定（消費者保険契約に関するものに限る。）の適用を受ける場合よりも当該消費者を不利な立場に置くものは、その限りにおいて、これを無効とする。

第2項 第1項において、契約は、変更契約（variation）を含む。

第3項 本条は、消費者保険契約に基づき発生する請求に係る和解契約に関しては、これを適用しない。

第16条 契約による制定法適用排除：非消費者保険契約（Contracting out：non-consumer insurance contracts）

第1項 非消費者保険契約その他の保険契約の条項であって、第9条の適用を受ける表示に関して、保険契約者・被保険者が同条の適用を受ける場合よりも当該保険契約者・被保険者を不利な立場に置くものは、その限りにおいて、これを無効とする。

第2項 非消費者保険契約その他の保険契約の条項であって、本法第2章、第3章または第4章に定めるその他の事項に関して、保険契約者・被保険者が第2章、第3章または第4章の規定（非消費者保険契約に関するものに限る。）の適用を受ける場合よりも当該保険契約者・被保険者を不利な立場に置くものは、その限りにおいて、これを無効とする。但し、当該条項が、第17条の要件を満たすときは、その限りでない。

第3項 本条において、契約は、変更契約を含む。

第4項 本条は、非消費者保険契約に基づき発生する請求に係る和解契約に関しては、これを適用しない。

第17条 透明性の要件（The transparency requirements）

第1項 本条において、「不利益条項（disadvantage term）」とは、第16条第

2 項に定める条項を意味する。

第 2 項 保険者は、保険契約の締結または契約変更の合意の前に、不利益条項について保険契約者・被保険者の注意を喚起するための十分な措置を講じなければならない。

第 3 項 不利益条項は、その効果に関して明確で、かつ曖昧さを残さない (unambiguous) ものでなければならない。

第 4 項 第 2 項および第 3 項の要件が充たされているかどうかを判定するに当たり、問題となる種類の保険契約者・被保険者の性格および取引の事情は、これを考慮する。

第 5 項 保険契約者・被保険者は、当該保険契約者・被保険者（またはその代理人）が、契約締結または契約変更の合意の際に不利益条項について現実の認識を有するときは、保険者が第 2 項の要件を満たさなかったということを主張することができない。

第18条 契約による制定法適用排除：グループ保険契約（Contracting out：group insurance contracts）

第 1 項 本条は、第13条第 1 項(a)号に定める保険契約にこれを適用する。本条における用語は、以下に定める通りとする。

本条において「A」および「Cら」は、第13条と同一の意味を有する。

本条において「消費者 C」は、Cらの 1 人である自然人であって、当該自然人に対し補償を与える契約が、A 以外の者によって締結されたときは消費者保険契約となる場合の当該自然人を意味する。

本条において「非消費者 C」は、Cらのうち消費者 C でない者を意味する。

第 2 項 保険契約その他の契約の条項であって、第13条に定める事項に関して、消費者 C が同条の適用を受ける場合よりも当該消費者を不利な立場に置くものは、その限りにおいて、これを無効とする。

第 3 項 保険契約その他の契約の条項であって、第13条に定める事項に関して、非消費者 C が同条の適用を受ける場合よりも当該非消費者 C を不利な立場に置くものは、その限りにおいて、これを無効とする。但し、但し、当該条項が、第17条の要件を満たすときは、その限りでない。

第 4 項 第17条は、第16条第 2 項に定める条項に適用される場合と同様に、前 2 項の条項にこれを適用する。この場合において、保険契約者・被保険者とは、非消費者 C ではなく A をいうものとしてこれを読み替える。

第5項 本条において、契約は、変更契約を含む。

第6項 本条は、本条の適用を受ける保険契約に基づき発生する請求に係る和解契約に関しては、これを適用しない。

**第6章 2010年第三者（の保険者に対する権利）法の改正
(AMENDMENT OF THE THIRD PARTIES
(RIGHTS AGAINST INSURERS) ACT 2010)**

第19条 2010年法の目的に関して「関係者」の意味を変更する権限（Power to change meaning of “relevant person” for purposes of 2010 Act）

2010年第三者（の保険者に対する権利）法第19条（同法第4条ないし第6条の改正権限）は、これを以下のように改める。

「第19条 「関係者」の意味の変更権限

第1項 国務大臣は、規則をもって、ある者が本法の目的に関して、第2項に従い、「関係者」となる事由を追加または削除する規定を定めることができる。

第2項 本条に基づく規則は、国務大臣が、追加事由が次の各号に定めるいずれかに該当すると判断するときに限り、前項にいう事由を追加することができる。

(a)号 当該追加事由が、法人または法人格なき組織の現実の解散または解散の可能性を伴うものであること

(b)号 当該追加事由が、自然人、法人または法人格なき組織の現実の支払不能その他の財政的困難または支払不能その他の財政的困難の可能性を伴うものであること、または、

(c)号 当該追加事由が、当分の間、第4条ないし第7条に定める事由に相当するものであること

第3項 本条に基づく規則は、次の各号に定めるものについてこれを定めることができる。

(a)号 本規則によって追加または削除される事由（以下、「追加事由等」という。）の場合に権利が第1条に基づき移転する相手方および権利移転の範囲

(b)号 追加事由等に変更がある場合における第1条に基づく移転権利の再移転、および、

(c)号 第1条に基づく権利移転が追加事由等の場合に保険契約者・被保

険者の責任に及ぼす効果

第4項 本条に基づき法人または法人格なき組織の現実の解散または解散の可能性を伴う事由を追加または削除する規則は、次の各号に定める規定が当該法人または法人格なき組織の解散事由その他の消滅事由を含みまたは排除するよう、当該規定が適用される場合を変更することができる。

(a)号 第9条第3項（移転する権利が保険契約者・被保険者の保険者に対する情報または協力の提供を要求する条件の適用を受けない場合）、および、

(b)号 附則第1第3（開示を要求する通知）

第5項 本条に基づき事由を追加する規則は、本法第1条が、本規則の施行前の日にある者について次の各号に定めることの一方または双方が生じた場合に適用される旨を定めることができる。

(a)号 当該事由が関係者について生じたこと

(b)号 関係者が保険契約に基づき補償を受ける責任が発生したこと

第6項 本条に基づく規則が次の各号に定めるものであるときは、(b)号に定める場合には、同号に定める者が、本法の目的に関して(b)号に定める日または本規則に定める日まで、「関係者」に該当しなかったものとして扱われるものとする旨を定めなければならない。

(a)号 本規則が、事由を追加するものであること、および、

(b)号 本規則が、本法第1条が第5項(a)号および(b)号に定める事由が本規則の施行日の前に発生した場合に適用される旨を定めるものであること

第7項 本条に基づき事由を削除する規則は、本法第1条が、本規則の施行日前にある者に関して第5項(a)号および(b)号（のいずれか一方）に定める事由の一つが生じた場合にこれを適用しない旨を定めることができる。

第8項 本条に基づく規則は、次の各号に定めることを行うことができる。

(a)号 整備規定（consequential provision）、付随規定、補則規定、経過規定、包摂規定または除外規定を含むこと、

(b)号 目的に応じて異なった規定を設けること、および、

(c)号 法令を引用して規定を改正、拡大または適用すること

第9項 本条に基づく規則は、可決または制定されたときは、本法を含む法令を改正することができる。

第10項 本条に基づく規則は、命令（statutory instrument）によりこれを定める。

第11項 本条に基づく規則は、当該規則を含む命令案が議会両院に提出され、その採決によって承認されない限り、これを制定することができない。」

第20条 その他の改正（Other amendments）

附則第2は、本法の適用を受ける保険契約者・被保険者に関し、2010年第三者（の保険者に対する権利）法を改正する。

第7章 通則（GENERAL）

第21条 第2章に基づく整備規定（Provision consequential on Part 2）

第1項 本条により定める規定は、本法第2章に基づく整備規定である。

第2項 1906年海上保険法において、第18条（保険契約者・被保険者による告知（disclosure by assured））、第19条（保険契約を締結する代理人による告知（disclosure by agent effecting insurance））および第20条（契約交渉中の表示（representation pending negotiation of contract））は、これを削除する。

第3項 第2項に掲げる規定と同一の効果をもたらすコモンロールールは、これを廃止する。

第4項 1988年道路交通法（the Road Traffic Act 1988）第152条（責任保険の保険契約者・被保険者に対する判決を受諾すべき保険者の義務に対する例外）は、次の各号に定めるところに従いこれを改正する。

(a)号 第2項においては、以下の通りとする。

(i) (a)号において、「保険証券を、2012年消費者保険（告知・表示）法に基づいて、または、同法が適用されないときは」を、「関連保険法（relevant insurance enactment）に基づき保険証券または証書（the security）を」に代える。

(ii) (b)号において、「または2012年消費者保険（告知・表示）法に基づき証書を」を、「関連保険法に基づき保険証券または証書を」に代える。

(b)号 第3項において、「特定する」の後に、「関連保険法、または証書の場合は」を挿入する。

(c)号 第4項の次に、次の規定を追加する。

「第 5 項 本法において、「関連保険法」は、2012年消費者保険（告知・表示）法または2015年保険法第 2 章を意味する。」

第 5 項 1981年（北アイルランド）道路交通令（the Road Traffic (Northern Ireland) Order 1981 (S.I. 1981/154 (N.I.)) 第98A 条（責任保険の保険契約者・被保険者に対する判決を受諾すべき保険者の義務に対する例外）は、次の各号に定めるところに従いこれを改正する。

(a)号 第 2 項においては、以下の通りとする。

(i) (a)号において、「保険証券を、2012年消費者保険（告知・表示）法に基づいて、または、同法が適用されないときは」を、「関連保険法 (relevant insurance enactment) に基づき保険証券または証券 (the security) を」に代える。

(ii) (b)号において、「または2012年消費者保険（告知・表示）法に基づき証券を」を、「関連保険法に基づき保険証券または証券を」に代える。

(b)号 第 3 項において、「特定する」の後に、「関連保険法、または証券の場合は」を挿入する。

(c)号 第 4 項の次に、次の規定を追加する。

「第 5 項 本法において、「関連保険法」は、2012年消費者保険（告知・表示）法または2015年保険法第 2 章を意味する。」

第 6 項 2012年消費者保険（告知・表示）法第11条において、第 1 項および第 2 項は、これを削除する。

第22条 第 2 章ないし第 5 章の適用等 (Application etc of Parts 2 to 5)

第 1 項 第 2 章（および第21条）および第14条は、次の各号に定めるものに対してのみこれを適用する。

(a)号 当該期間の終期後に締結される保険契約、および、

(b)号 何時の時点であれ締結された保険契約に対して当該期間の終期後に合意された変更

第 2 項 本法第 3 章および第 4 章は、当該期間の終期後に締結される保険契約および当該保険契約の変更に対してのみこれを適用する。

第 3 項 第 1 項および第 2 項において、「当該期間」は、本法の成立の日を以て開始する18カ月間を意味する。

第 4 項 別段の意思が表明されない限り、第 2 章ないし第 5 章において、保険者または保険契約者・被保険者によって行われたことまたは保険者また

は保険契約者・被保険者に関連して行われたこととは、保険者または保険契約者・被保険者の代理人によって行われたことまたは当該代理人に関して行われたことを含む。

第23条 本法の適用範囲、施行および略称 (Extent, commencement and short title)

第1項 本法は、次の各号に定めるところを除き、イングランド・ウェールズ、スコットランドおよび北アイルランドに及ぶ。

(a)号 第21条第4項は、北アイルランドにこれを適用しない。

(b)号 第21条第5項は、北アイルランドのみにこれを適用する。

第2項 本法(第6章および本条を除く。)は、本法の成立の日を以て開始する18カ月の期間の満了日にこれを施行する。

第3項 第6章は、次の各号に定めるところによる。

(a)号 第19条は、本法の成立の日を以て開始する2カ月の期間の満了日にこれを施行する。

(b)号 第20条および附則第2は、2010年第三者(の保険者に対する権利)法第21条第2項に基づき同法の施行に関し定められた日にこれを施行する。

第4項 本条は、本法の成立の日これを施行する。

第5項 本法は、2015年保険法としてこれを引用する。

附則 (SCHEDULES)

附則第1 保険者救済が認められる違反を理由とする保険者の救済 (INSURER'S REMEDIES FOR QUALIFYING BREACHES)

(第8条第2項関係)

第1章 契約 (CONTRACTS)

総則

第1条

本附則の本章は、保険者救済が認められる、非消費者保険契約(その変更については第2章を参照せよ。)に関する公正告知義務の違反にこれを適用する。

悪意または重大な過失による違反 (Deliberate or reckless breaches)

第2条

保険者救済が認められる違反が悪意または重大な過失によるものであったときは、保険者は、次の各号に定める救済を得ることができる。

(a)号 保険者は、当該契約を取消し (avoid)、すべての請求を拒絶することができる。

(b)号 保険者は、払込済みの保険料 (premium paid) を返還することを要しない。

その他の違反 (Other breaches)

第3条

第4条ないし第6条は、保険者救済が認められる違反が悪意または重大な過失によるものでなかったときに、これを適用する。

第4条

前条に定める保険者救済が認められる違反がなければ、保険者がいかなる条件でも当該保険契約を締結しなかったであろう場合は、保険者は、当該保険契約を取り消し、すべての請求を拒絶することができる。この場合においては、保険者は、払込済みの保険料を返還しなければならない。

第5条

保険者が、異なった条件 (保険料に関する条件を除く。) であれば当該保険契約を締結したであろう場合は、当該保険契約は、保険者の請求があるときは、当該異なった条件で締結されたものとして扱われるものとする。

第6条

第1項 保険者が、(保険料以外の事項に関する条件が同一であったか、異なったものであったかを問わず) 当該保険契約を締結したとしても、より高い保険料を課したと認められる場合は、保険者は、保険金請求に基づいて支払うべき金額をそれに応じて減額することができる。

第2項 第1項において、「それに応じて減額する」とは、保険者が、保険金請求に対して、当該減額が行われなければ保険者が当該契約の条件に基づいて (または、本附則第5条が適用されるときは、同条に定める異なった条件に基づいて) 支払う義務を負ったであろう金額の X% に相当する金額を支払えば足りることを意味する。

$$X = \frac{\text{実際に課された保険料 (Premium actually charged)}}{\text{より高い保険料 (Higher premium)}} \times 100$$

第2章 変更 (VARIATIONS)

総則

第7条

本附則の本章は、保険者救済が認められる、非消費者保険契約の変更に關する公正告知義務の違反にこれを適用する。

悪意または重大な過失による違反

第8条

保険者救済が認められる違反が悪意または重大な過失によるものであったときは、保険者は、次の各号に定める救済を得ることができる。

- (a)号 保険者は、保険契約者・被保険者に対する通知を以て、当該契約が、当該変更が行われた時に遡って終了したのものとして扱うことができる。
- (b)号 保険者は、払込済みの保険料 (premium paid) を返還することを要しない。

その他の違反 (Other breaches)

第9条

第1項 本条は、次の各号に定める要件を満たすときに、これを適用する。

- (a)号 保険者救済が認められる違反が悪意または重大な過失によるものでなかったこと、および、
- (b)号 保険料総額が、当該変更の結果として増額されたこと、または、当該変更の結果として変更されなかったこと

第2項 前項(a)号に定める保険者救済が認められる違反がなければ、保険者がいかなる条件でも当該変更同意しなかったであろう場合は、保険者は、当該保険契約を、当該変更が行われなかったものとして扱うことができる。この場合においては、保険者は、払込済みの追加保険料 (extra premium) を返還しなければならない。

第3項 第2項が適用されない場合は、次の各号に定めるところによる。

- (a)号 保険者が、異なった条件 (保険料に関する条件を除く。) であれば当該変更合意したであろう場合は、当該変更は、保険者の請求があるときは、当該異なった条件で締結されたものとして扱われるものとする。

- (b)号 第11条は、(保険料が増額する場合において) 保険者が実際の増加額を超えて保険料を増額したであろう場合、または(保険料が変わらない場合に) 保険者が保険料を増額したであろう場合にも、これを適用する。

第10条

第1項 本条は、次の各号に定める要件を満たすときに、これを適用する。

(a)号 保険者救済が認められる違反が悪意または重大な過失によるものでなかったこと、および、

(b)号 保険料総額が、当該変更の結果として減額されたこと

第2項 前項に定める保険者救済が認められる違反がなければ、保険者がいかなる条件でも当該変更合意しなかったであろう場合は、保険者は、当該契約を、当該変更が行われなかったものとして扱うことができる。この場合においては、第11条も適用される。

第3項 第2項が適用されない場合は、次の各号に定めるところによる。

(a)号 保険者が、異なった条件(保険料に関する条件を除く。)であれば当該変更合意したであろう場合は、当該変更は、保険者の請求があるときは、当該異なった条件で締結されたものとして扱われるものとする。

(b)号 第11条は、保険者が保険料を増額したであろう場合、保険者が保険料を減額しなかったであろう場合、または、保険者が実際の減額を超えて保険料を減額したであろう場合にも、これを適用する。

比例減額 (Proportionate reduction)

第11条

第1項 本条が適用される場合は、保険者は、当該変更後に生じた事由によって発生する請求権に基づき支払われる金額を比例的に減額することができる。

第2項 第1項において、「比例的に減額する」とは、保険者が、保険金請求に対して、当該減額が行われなければ保険者が当該契約の条件(当初の条件、変更後の条件、または、本附則第9条第3項(a)号または第10条第3項(a)号によって定める異なった条件のいずれによるかは、事案による。)に基づいて支払う義務を負ったであろう金額のY%に相当する金額を支払えば足りることを意味する。

$$Y = \frac{\text{実際に課された保険料 (Premium actually charged)}}{\text{保険料 (P)}} \times 100$$

第3項 第2項における公式において、保険料 (P) は、次の各号に定めるところによる。

- (a)号 第9条第3項(b)号に定める場合においては、保険者が課したであろう保険料総額
- (b)号 第10条第2項に定める場合においては、当初保険料
- (c)号 第10条第3項(b)号に定める場合においては、保険者が当初保険料を変更しなかったであろうときは当初保険料、保険者が当初保険料を変更したであろうときは保険者が課したであろう増額または減額後の保険料

第3章 補則 (Supplementary)

1906年海上保険法第84条との関係 (Relationship with section 84 of the Marine Insurance Act 1906)

第12条

1906年海上保険法第84条 (対価欠缺 (failure of consideration) を理由とする保険料の返還) は、非消費者保険契約である海上保険契約に関して、本附則の規定に従いこれを読み替える。

附則第2 保険者に対する第三者の権利：関連保険契約者・被保険者
(RIGHTS OF THIRD PARTIES AGAINST INSURERS :
RELEVANT INSURED PERSONS) (第20条関係)

第1条

2010年第三者 (の保険者に対する権利) 法は、以下に定めるところに従い、これを改正する。

北アイルランドにおける債務免除命令に服する自然人 (Individuals subject to debt relief order in Northern Ireland)

第2条

第1項 第4条 (関係者：自然人) は、以下に定めるところに従いこれを改正する。

第2項 第3項においては、(b)号 (1989年支払不能 (北アイルランド) 令

に基づき登録されたアレンジメント証書)の後に、次の規定を挿入する。

「(ba)号 第4項に従い、1989年支払不能(北アイルランド)令第7A章に基づき発せられた債務免除命令」

第3項 第4項(第1条第1項(b)号の目的のみに関連して関係者となる自然人)において、第1項(d)号の後に、「または第3項(ba)号」を挿入する。

整理中の法人等(Corporate body etc in administration)

第3条

第1項 第6条(法人等)は、以下に定めるところに従いこれを改正する。

第2項 第2項(1986年支払不能法に基づく事由)においては、(b)号を、以下の規定に代える。

「(b)号 当該法人等が同法附則B1に基づく整理中である。」

第3項 第4項(1989年支払不能(北アイルランド)令に基づく事由)においては、(b)号を、以下の規定に代える。

「(b)号 当該法人等が同令附則B1に基づく整理中である。」

経過措置(Transitional cases)

第4条

第1条第5項(b)号(「関係者」の定義)においては、その末尾に、「(および附則第3第1A条も参照せよ。)」を挿入する。

第5条

第1項 附則第3(包摂規定、経過規定および除外規定)は、以下に定めるところに従いこれを改正する。

第2項 冒頭に、以下の文言を挿入する。

「本法の適用(Application of this Act)」

第3項 第1条の後に、次の規定を挿入する。

「関係者(Relevant persons)

第1A条

第1項 第4条ないし第7条の適用を受けない自然人、会社または有限責任パートナーシップ(limited liability partnership)は、以下に定める場合には、本法の目的に関して、これを関係者として扱うものとする。

第2項 第1の場合は、次の各号に定める要件を満たす場合である。

- (a)号 自然人が、本法の施行日前に破産者となったこと、および、
- (b)号 当該自然人が、破産免責を受けていないこと

第3項 第2の場合は、次の各号に定める要件を満たす場合である。

- (a)号 自然人が、本法の施行日前にその債権者との間で債務免除 (composition) または和議 (arrangement) を行ったこと、および、
- (b)号 当該債務免除または和議が効力を有していること

第4項 第3の場合は、次の各号に定める要件を満たす場合である。

- (a)号 本法の施行日前に、会社または有限責任パートナーシップに関して、解散命令が行われ、または、任意解散 (voluntary winding-up) の決議が可決されたこと、および、
- (b)号 当該会社または当該有限責任パートナーシップが清算中であること

第5項 第4の場合は、次の各号に定める要件を満たす場合である。

- (a)号 有限責任パートナーシップが本法の施行日前に整理手続きに入ったこと、および、
- (b)号 当該有限責任パートナーシップが、整理手続き中であること

第6項 第5の場合は、次の各号に定める要件を満たす場合である。

- (a)号 本法の施行日前に、会社または有限責任パートナーシップの事業または営業に関してレシーバー (receiver) または管財人 (manager) が選任されたこと、および、
- (b)号 当該選任が、効力を有していること。

第7項 第2項から第6項に掲げる場合において、各項に定める者は、第2項(a)号、第3項(a)号、第4項(a)号、第5項(a)号または第6項(a)号に定める事由の発生時点において当該者を補償の対象としていた保険契約に基づく責任に関してのみ、関係者となる。」

第4項 第2条の前に、次の文言を挿入する。

「2007年(スコットランドにおける)破産および金銭債務強制執行手続等に関する法律 (Bankruptcy and Diligence etc (Scotland) Act 2007)」

第5項 第3条の前に、次の文言を挿入する。

「1930年法の適用 (Application of 1930 Acts)」

第6項 第5条の前に、次の文言を追加する。

「解釈 (Interpretation)」

第 6 条 解釈 (Interpretation)

第19条の後に、次の規定を挿入する。

〔第19A条 解釈 (Interpretation)〕

第1項 第4条ないし第7条、第9条第7項および第14条第4項ならびに附則第1第3条第2項(b)号、第4項および第5項において、法令とは、別段の意思が表明されない限り、何時であれ成立または制定された他の法令により改正、拡大または適用される法令を含むものとして扱うものとする

第2項 本法において、「法令」とは、次の各号に定めるもののいずれかに含まれる規定または次の各号に定めるものに基づき定めれる命令に含まれる規定を意味する。

(a)号 制定法 (an Act)

(b)号 ウェールズ議会 (the National Assembly of Wales) の定める制定法または条例 (Measure)

(c)号 スコットランド議会の定める制定法

(d)号 北アイルランド立法 (Northern Ireland legislation)〕